令和６年度　美瑛町自治基本条例の運用状況の評価結果

１　評価の概要

（１）評価の目的

美瑛町自治基本条例第４条「基本原則」に基づき、情報の共有や町民参加等が適切に取り組まれているかを評価し、その結果を踏まえた改善策の検討及び実行等により効果的な条例の運用に努めることを目的としています。

（２）評価の方法と考え方

条例に基づく取組の評価に当たっては、ＰＤＣＡサイクルの考え方を基本として、各事業を所管する担当課による一次評価及び美瑛町企画委員会による二次評価を行い、当該年度の運用状況等を評価します。

行政の評価結果については、美瑛町自治推進委員会に協議の上、公表するとともに、抽出された課題に対する改善策等の組織内共有を図り、次年度以降の取組に反映します。

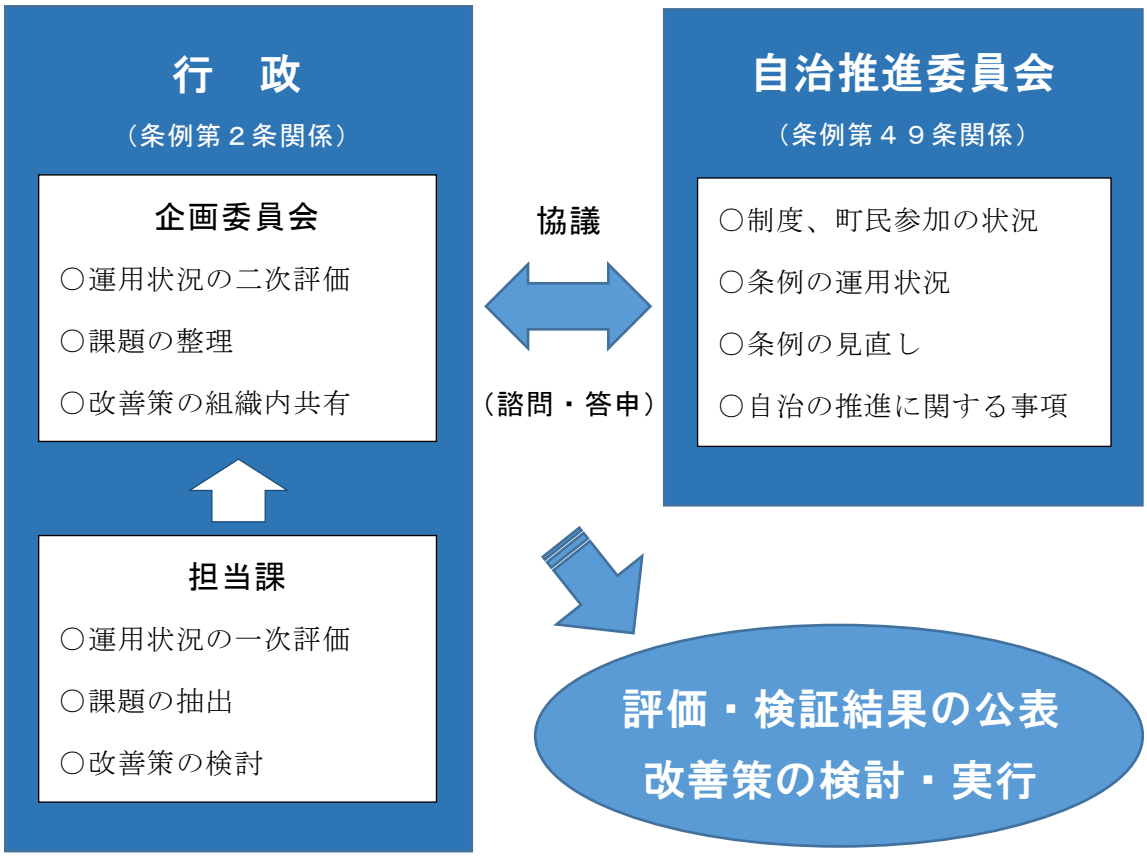

【評価の流れ】

（３）評価の視点

条例に規定する「情報共有の原則」、「町民参加の原則」、「協働の原則」等に基づき、町民主体の自治が進められているかについて、次の視点により評価します。

①情報の提供（第７条関係）

開かれた町政を推進するため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供できているか。

②説明責任（第８条関係）

町民から説明を求められた場合には、町の政策及び施策の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に分かりやすく説明できているか。

③町民の意見等（第１１条関係）

町民の意見、提言及び要望に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、町政への反映に努めているか。

また、意見等の検討を終えたときは、速やかに意見等の内容、意見等の検討結果及びその理由を町民に公表しているか。

④会議の公開（第１２条関係）

附属機関及びこれに類するもの（審議会等）の会議を町民に公開できているか。

⑤町民参加（第１３条～第１６条関係）

条例に規定する事項を実施するときは、適切な方法と適切な時期に町民参加を求めているか。

また、町民参加の方法によって寄せられた意見等を総合的に検討し、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて町民に公表できているか。

なお、令和６年度は条例施行２年目であることから、各部署が施行初年度の課題を踏まえ、町民参加に向けた情報提供や公開の促進、より条例の理念に基づいた業務遂行や改善、さらには提案ができているかを確認し二次評価を行いました。

（４）評価調書の構成

主に「町民意見の取扱い」、「会議の公開」、「町民参加の状況」の３点について、お問合せの総数や審議会等の開催数から数値化が可能なものについて取りまとめの上、運用状況を評価します。

評価項目		区分
１　町民意見（第11条関係）		
	（１）町民まちづくり提案事業	提案事業数
		事業化に向けた検討結果
		町政への反映（反映率）
		意見の取扱い（公開率）
	（２）お問合せに関する状況	お問合せの総数
		お問合せの方法
		町政への反映（反映率）
		意見の取扱い（公開率）
２　会議の公開（第12条関係）		審議会の名称
		条例施行前（R4）の状況（公開率）
		条例施行後の状況（公開率等）
３　町民参加の状況（第14～16条関係）		事業等の名称
		町民参加の方法
		町民参加の実施率
４　その他条例の理念に基づき進められた事項		
５　当該年度の運用についての評価、課題、改善策等		

【評価調書の構成】

２　評価結果

（１）取りまとめ結果

①町民まちづくり提案事業

ア　提 案 事 業 数　　２６事業

（うち事業化０、既存事業あり４、継続検討２０、見送り２）

イ　町政への反映率　　６６．７％

ウ　町民への公開率　　１００．０％

②お問合せに関する状況

ア　意 見 の 総 数　　１６４意見（うち公開１４、非公開１５０）

イ　町政への反映率　　１２．２％

ウ　町民への公開率　　８．５％

③会議の公開状況

ア　会 議 の 総 数　　１４８回（うち公開１０２、非公開４６）

令和５年度　　７１回（うち公開　３８件・非公開３３件）

令和６年度　　７７回（うち公開　６４件・非公開１３件）

イ　会議の公開率　　８３．１％（前年対比２９．６％増）

④町民参加の状況

ア　参加対象事業数　　２０事業（うち参加事業２０、未実施０）

イ　町民参加実施率　　１００．０％

※担当課別の運用状況については、巻末に一覧表を記載しています。

（２）令和６年度の主な取組

①町民へ条例の理解、町政に対する意見や要望、提案ができる仕組みを伝え、より理解いただくため、広報紙への関連記事掲載を実施（５回）。

②令和５年度末の自治推進委員会にてご意見を頂戴した、町民コメント等の実施周知については広報紙やホームページはもとより、公式 LINE でも周知を実施（１２回）。

③従来公開していなかった議事録を公開するなど、条例に則した改善を実施。また今後着手を予定している事業推進に向けた、当該条例に基づく事務遂行の検討。

④ご意見・ご提案が個人的な問い合わせの場合でも公共・公益性が高い場合は氏名を伏せる等、個人が特定されない編集のうえ公表するフローを作成

（３）抽出された課題と改善策

①各課問合せへの回答を非公表にする際、総務課・まちづくり推進課にその旨を情報共有するフローが徹底されていない。

【改善策】行政に届いた意見・提案について、公表もしくは非公表とする場合の流れを行政内で再確認するため、改めてフローを周知し行政全体で取り扱いの統一を図ります。

②類似する問い合せ等をいただく要因は、町の公式 HP に「FAQ（よくある問い合わせ）サイト」が構築されていないためと考えられる。

【改善策】町公式 HP 内に FAQ サイトの構築により、ご意見やご提案、問い合わせをしたい方がサイトを閲覧し、同様の情報があることで理解いただくことができるよう、また HP の精度を高めるため、前述“A”の改善策を徹底し、FAQ サイトの構築を進めます。

③運用面において議事録を公開する際、●日以内の公開といった統一基準がないため、各部署の公開時期のばらつきがある。

【改善策】会議終了後は速やかに公開可能な議事録を作成し、町 HP へ公開するよう、行政内の徹底を図ります。

④令和６年度の評価実施において、施行年度の評価検証内容のまま前年踏襲により実施してしまったため、当該条例に対し各部署が業務を遂行する際の習熟度や意識度といった評価検証ができなかった。

【改善策】町民主体の自治への参加に関する取り組みは進んでいると考えるが、行政内の評価が測れなかったことから、行政内の取り組みが評価できるよう改善を図ります。

⑤各審議会の開催や町民コメントを実施する際、広報紙等で情報提供の徹底を図ったが、意見を提出される方が固定化されているため、より大勢の方からの意見等を頂戴できるよう、取り組みの改善が必要。

【改善策】より大勢の方が町政に参加され町民主体の自治が実現できるよう、また、町民の当該条例に対する認知度を向上させるため、広報紙や町公式 LINE での周知や周知時期（直前ではなく１週間前等）の工夫や改善を図ります。

３　令和６年度の総評

令和６年度は自治基本条例の施行から２年目となり、施行初年度に課題であった自治基本条例の理念等の普及のため、広報紙での周知を図りました。また、頂戴した意見等に対する取り扱いや会議の公開方法について、基準を設けることにより行政職員の条例に基づいた業務遂行が促進され、町民を主体とした自治実現に向けた情報の提供や会議の公開は、前年度より格段に進められてきたと考えます。

例えば住民生活課においては、ある計画策定時のアンケートに記述されていた子育て世帯に特化した公的住宅を求めるご意見を受け、今年度、空き家の教員住宅を利用した子育て世帯向けの住宅を整備するなど、町民の要望を迅速に町政へ反映させる自治基本条例第１１条の理念に基づいた取り組みを実践しています。

また、除排雪に関わる日程や区域等の情報を町の公式ＬＩＮＥを活用した事前周知により、電話などによるお問い合わせが格段に減った実績も報告されています。このことは、適切な情報提供による見える化により、町民への周知が促進され、安全・安心な生活を送られていることの現れと捉えられることから、今後も継続してまいります（条例第７条「情報の提供」）。

一方で行政内での運用面で認識等のずれがあること、また、より分かりやすく見やすい情報提供への改善が、課題として把握できていることから、今後も引き続き課題改善に取り組みながら、町民の皆さまが町政へ参加できる環境のより一層の充実が実現できるよう、条例の理念に基づいた取り組みを実践します。